


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員水防対策規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>災害対策基本法の一部改正に伴い、東大和市職員水防対策規程について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正内容 第4条第4項第3号中、「避難勧告等の発令の進言」を「避難指示等の発令の進言」に改正する。</p> <p>(2) 施行日 決裁日施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 災害対策基本法の改正事項に即して、当該規程の整合性を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。